

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6 月13日
【報告者の氏名又は名称】	ゼニス・ロジスティクス・リミテッド (ZENITH LOGISTICS LIMITED)
【報告者の住所又は所在地】	中華人民共和国香港特別行政区 ワンチャイ ハーバーロード6 - 8 シュ イオンセンター ユニット 1211-14 (Unit1211-14 Shui On Centre, 6-8 Harbour Road Wanchai, Hong Kong)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 池原 元宏 同 森山 弘毅 同 久保田 征良
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号富国生命ビル1007号 野村総合法律事務所
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号富国生命ビル1007号 野村総合法律事務所
【電話番号】	03-3591-1171 (代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 池原 元宏 同 森山 弘毅 同 久保田 征良
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ゼニス・ロジスティクス・リミテッド (ZENITH LOGISTICS LIMITED) をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ゼロをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。) をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令 (昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。) をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。) をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。) 第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社ゼロ

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成26年 5 月16日（金曜日）から平成26年 6 月12日（木曜日）まで（20営業日）

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数（4,781,302株）が買付予定数の下限（1,896,000株）に達し、かつ、買付予定数の上限（4,802,000株）を超えませんでしたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第 1 項の規定に基づき、令第 9 条の 4 及び府令第30条の 2 に規定する方法により、平成26年 6 月13日に報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	4,781,302（株）	4,781,302（株）
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	4,781,302	4,781,302
（潜在株券等の数の合計）	—	（—）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	47,813
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	39,154
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年12月31日現在)(個)(g)	170,910
買付け等後における株券等所有割合 ($((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	50.88

(注 1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等は除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成26年5月15日に提出した第68期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式も買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の単元未満株式1,542株から、平成25年12月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式11株を控除した1,531株に係る議決権の数である15個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年12月31日現在)(個)(g)」を170,925個として計算しております。

(注 3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。